

実質化された人・農地プラン(伏見地区)

| | | | |
|------|-------|------------|----------|
| 市町村名 | 対象地区名 | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 御嵩町 | 伏見地区 | 平成27年11月2日 | 令和元年8月8日 |

1 対象地区の現状

| | |
|-------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 29.60ha |
| ②地区内において、中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積 | 0.26ha |

2 対象地区の課題

| |
|--|
| <p>①担い手と農地面積の確保について 中心経営体となる担い手が1者存在している。 貸し出し意向のある農地について、順次経営体への引き受けを進めると共に、新たに集積する農地の確保が必要となる。</p> |
| <p>②耕作環境について 圃場の水はけ・農業用水の入りなどの条件悪い農地や、鳥獣害により耕作できない農地があるため、遊休農地や休耕地が点在している。</p> |

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| <p>伏見地区における農地利用は、中心経営体である認定農業者が中心に担う。その他に、既存の農業者や入作を希望する認定農業者、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p> |
|--|

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|----|----------------|--------|----------|--------------|----------|---------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 認農 | (農)ふしみ営農 | 水稲、大豆他 | 15.24 ha | 水稲、大豆他 | 15.50 ha | 伏見地区全域 |
| 計 | 1者 | | 15.24 ha | | 15.50 ha | |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

①農地中間管理機構の活用方針

伏見地区全域について経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

②水田活用の方針

主食用米以外に、加工用米や大豆、加工用キャベツなどの地域作物の生産に取り組む。

③鳥獣被害防止対策の取組方針

農地所有者、耕作者、中心経営体など地域全体で侵入防止策設置や捕獲体制の構築など、地域一体となった鳥獣害対策に取り組む。

④用排水・畦畔・農道管理の取組方針

農地所有者、耕作者、中心経営体など地域全体で管理の協力、役割分担の体制の構築等に取り組む。